

山梨県ヤングケアラー支援計画（第2期）について

令和7年3月



計画の構成

全5章により構成(1 計画概要、2 ヤングケアラーを取り巻く環境、3 計画理念、4 施策体系・展開、5 計画の進捗管理等)

1 計画概要

- 計画策定の趣旨:子ども・若者育成支援推進法(「法」という。)や、やまなし子ども条例の内容等を踏まえ、ヤングケアラー支援の方向性を具現化する計画
- ヤングケアラーの定義:家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者(※)
(※)18歳未満の子ども期に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満の者を対象
(状況等に応じ、40歳未満の者も対象)、法と同定義(第2条第7号)
- 計画の性格と位置づけ:やまなし子ども条例第22条に基づく推進計画及び山梨県こども計画(仮称)の部門計画として策定
- 計画期間: 令和7年度～令和11年度(5年間)



2 ヤングケアラーを取り巻く環境

- 山梨県内の人口等(子ども・若者の人口の推移、ケアを必要とする人等の状況)、山梨県内のヤングケアラーの状況、実態調査から見たヤングケアラーの課題により整理
ヤングケアラーの認知度 R4以降やや減少傾向 子ども:48.2%(R4:55.4%)、一般県民:63.0%(R4:70.8%)
ヤングケアラーの捉え方 支援対象となる子ども※ 3.1%(およそ32人に1人) ※自らヤングケアラーに該当と回答した子ども 1.9%、ヤングケアラーと思われる子ども 1.2%

3 計画理念

- 【基本理念】 **すべての子ども・若者が夢に向かって挑戦できる やまなし ～ 気づいてつながろう山梨コネクトヤングケアラー ～**
- 勉強や遊びなど、子どもとして健やかに成長・発達することが守られるとともに、若者においては自立に向けた移行期に進学・就職等ができる環境づくりを推進
- 家庭の状況や育った環境に左右されることなく、すべての子どもや若者が将来へ希望を持ち、その実現に向けた挑戦を支援する体制を整備
- 【基本的な視点】 子どもや若者の権利を守る視点、子ども・若者や家族の意思を大切にする視点、子ども・若者本人と家族を社会全体で支える視点



4 施策体系・展開

- 基本理念、基本的な視点に基づき、4つの体系に整理し、施策を展開し、各施策にKPIを設定

◆ 施策1:ヤングケアラーへの理解の促進

子ども・若者本人や家族の他、学校関係者や専門職のみならず、地域住民をはじめとする県民全体に対し、「ヤングケアラー」への理解を促進

- 【主な取組】・YouTube、TikTok等の活用による様々な年代へ伝える広報の充実
・子ども・若者、地域住民等への啓発事業の展開

【主なKPI】 ヤングケアラー認知度の向上

R6 子ども:48.2% 一般県民:63.0% ⇒ R11 80%(子ども、一般県民共通)

◆ 施策2:ヤングケアラーを支援する人材育成・研修体制の充実

直接支援を行う専門職等の研修体制を充実させていくとともに、地域住民等に対する研修等を図り、幅広く支援者を育成

- 【主な取組】・ヤングケアラー・コーディネーターの養成 ・学校教職員や専門職の研修体制の充実
・出張講座等、地域住民等への研修の充実

【主なKPI】 ヤングケアラー・コーディネーター養成者数(累計)

R6 37人 ⇒ R11 172人

◆ 施策3:ヤングケアラー本人への支援の充実

子ども・若者本人の意思を尊重し、寄り添いながら様々な面からサポートできる体制づくり

- 【主な取組】・電話やSNS等を利用した相談支援 ・ポータルサイトを通じた支援情報の提供
・地域資源を活用した居場所づくりの推進 ・子どもの権利擁護の推進
・就労/キャリアアップの支援 ・学び直しの支援

【主なKPI】 ヤングケアラーの生活満足度の向上

R6 6.0点 ⇒ R11 7.6点(10点満点)

◆ 施策4:福祉サービスの充実や支援体制の構築・強化

ケアを必要とする家族やそれを支える家族全体を支援できるよう、連携した取組により、切れ目のない重層的な支援体制を構築

- 【主な取組】・ヤングケアラー・コーディネーターの配置の推進
・支援ネットワーク会議の開催
・介護や障害、子育て等の福祉サービスの充実 ・外国住民への生活支援の充実

【主なKPI】 家族のお世話等を他の人に「助けてもらっている」と回答したヤングケアラーの割合

R6 49.0% ⇒ R11 80%

5 計画の進捗管理等

計画の進捗管理、推進体制を掲載 ヤングケアラー支援ネットワーク会議への報告、県民一体となった推進、国や市町村との連携、全庁的な推進体制の確保